

丸亀市教育委員会会議録

1 日 時 令和5年10月30日(月)
午前9時00分～午前9時30分
場 所 市役所3階 303・304会議室

2 出席委員

委員	徳永秀文
委員	松岡 舟
委員	福田康知
委員	井下由美
教育長	末澤康彦

説明のため出席した者

教育部長	窪田 徹也
総務課長	吉野 隆志
学校教育課長	岩井 俊明
総務課副課長	土井 節子
学校教育課副課長	西山 晋作
市民生活部長	田中 壽紀
生涯学習課長	谷本 智子
生涯学習課副課長	後藤 幸功
市長公室長	栗山 佳子
秘書政策課長	真鍋 裕章
秘書政策課政策マネジメント室長	宇野 大志郎

書 記 総務課庶務担当長 富士川美由紀

3 傍 聴 なし

4 議 題

- 報告第 24 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 25 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 26 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 27 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 28 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 29 号 専決処分の報告について（情報公開）
- 報告第 30 号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 その他

組織機構について

7 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。徳永 秀文委員、井下 由美委員。

8 議事の概要

午後 9 時 0 0 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 24 号から報告第 29 号までを非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

報告第 30 号 専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

〔生涯学習課長〕

専決処分の報告につきましては、丸亀市生涯学習推進員設置要綱に基づき地区コミュニティの推薦により委嘱している生涯学習推進員に関し、地区コミュニティからの推薦者に変更が生じたため、旧任者を令和 5 年 9 月 30 日付けで解嘱するとともに、新たに推薦を受けた者を、その残任期間について専決処分により委嘱したので、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 3 条第 2 号に基づき教育委員会に報告するものである。

被解嘱者及び被委嘱者は報 30-2 のとおり。報 30-3 は、新しい推進員を加えた生涯学習推進員名簿である。

特になし

9 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回の承認の期間は、令和5年9月15日から10月20日までで、後援申請が15件あり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることから承認済みである。このうち、新規の申請は5件。

①No.05100「粘土で家紋キーホルダーをつくろう」は、丸亀市文化財観光案内会が主催し、丸亀城主の家紋をまねたキーホルダーを作ることによって丸亀の歴史に興味・関心を持ち郷土愛を育むことを目的に、12月23日にマルタスで開催され、参加料は100円である。

②No.05101「丸亀アート倶楽部20年記念『秋寅と世界中から長い旅をしてきた子どもたちの作品展』」は、世界児童画展に応募された作品から選抜して5大陸の子どもの作品と丸亀アート倶楽部の子どもの作品を同時に展示し、より豊かな情操教育に役立てることを目的に11月12日～25日の間、秋寅の館で開催するもので入場は無料である。

③No.05103「おやこにほんご教室」は、外国にルーツのある子どもに日本語学習の機会と、保護者には生活に必要な日本語や社会制度等の相談の場となることを目的に、香川県国際課が特定非営利活動法人子どもたちの未来を応援するオアシス丸亀に委託し、10月1日から令和6年3月15日までの毎週金曜日、通町のブックがらで開催するもので、参加は無料である。

④No.05106「令和5年度香川県木造住宅耐震対策講座『イザ！カエルキャラバン！in丸亀』」は、楽しみながら防災プログラムを体験し、在宅避難の方法等を学んでもらうことを目的に、香川県住宅課が主催・マルタスが共催して11月3日に開催するもので、参加は無料である。

⑤No.05110「第24回中国・四国ブロックインドアカ大会 in 香川」は、生涯スポーツとしてのインドアカ競技の普及・発展と会員相互の交流・親睦を図ることを目的に、香川県インドアカ協会が主催し10月22日に丸亀市民体育館で開催された。

特になし

《関係者以外は退席する》

10 非公開審議の概要

報告第24号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第25号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第26号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第 27 号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第 28 号 専決処分の報告について（情報公開）

報告第 29 号 専決処分の報告について（情報公開）

《非公開審議のため内容不記載》

1 1 その他

組織機構について

《非公開審議のため内容不記載》

1 2 閉会

午後 9 時 3 0 分